

令和8年度から子ども・子育て支援金分が新設されます 回覧

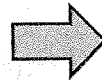
国民健康保険料は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分(後期分)」、40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分から構成されています。

これらに加え、令和8年度からは新たに「子ども・子育て支援分」が新設されます。



子ども・子育て支援金分 保険料率

	子ども・子育て支援金分
所得割	0.27%
均等割	1,700円
18歳以上均等割	100円
賦課限度額	30,000円



18歳未満の方の子ども子育て支援金分の均等割は全額軽減され、当該軽減に要する費用は18歳以上被保険者に対して18歳以上被保険者均等割額を賦課されます。
 18歳未満の均等割総額を、18歳以上の加入者で負担し、子どもがいる世帯の拠出額が増えない仕組みとなっています。

所得段階別の支援金額について(18歳以上のみの世帯の場合)

【1人世帯】

所得	軽減	年額	月額
43万	7割	500	41
73.5万	5割	1,700	141
99万	2割	2,900	241
300万	—	8,700	725
600万	—	16,800	1,400
900万	—	24,900	2,075

【2人世帯】

単位：円

所得	軽減	年額	月額
43万	7割	1,000	83
104万	5割	3,400	283
155万	2割	5,900	491
300万	—	10,500	875
600万	—	18,600	1,550
900万	—	26,700	2,225

- ※ 所得金額は基礎控除前の総所得金額等です。
- ※ 法定軽減は、前年中の所得金額が一定基準以下の場合に保険料の均等割と平等割を軽減するもので、表内の保険料は軽減後の金額を記載しています。
- ※ 世帯を構成する全員が18歳以上である場合の保険料です。
- ※ 保険料額については令和8年6月中旬に発送する「国民健康保険料納入通知書」をご確認ください。

子ども・子育て支援金制度は国民健康保険だけでなく後期高齢者医療制度や社会保険など全ての健康保険で徴収され、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。制度に関する問い合わせは下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

●子ども・子育て支援金制度 お問い合わせ窓口
 こども家庭庁コールセンター 0120-303-272 (受付時間 平日9時から18時まで)

■納付に関する相談は市役所保険年金課へ■

特別な事情で保険料を期限内に納付することが困難な方や保険料に未納がある方は保険年金課へご相談ください。

また、地震や風水害等の災害により被災した場合や、その他特別の事情により生活が著しく困難になるなど、生活困窮により当該年度分の保険料が納付できないと認められる場合に、保険料の減免制度等や、医療費一部負担金の減免制度等が受けられることがあります。

詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

流山市役所 市民生活部
 保険年金課 国民健康保険係
 04-7150-6077(直通)

令和8年度国民健康保険料率改定について詳細はこちら→
 (市ホームページ)

